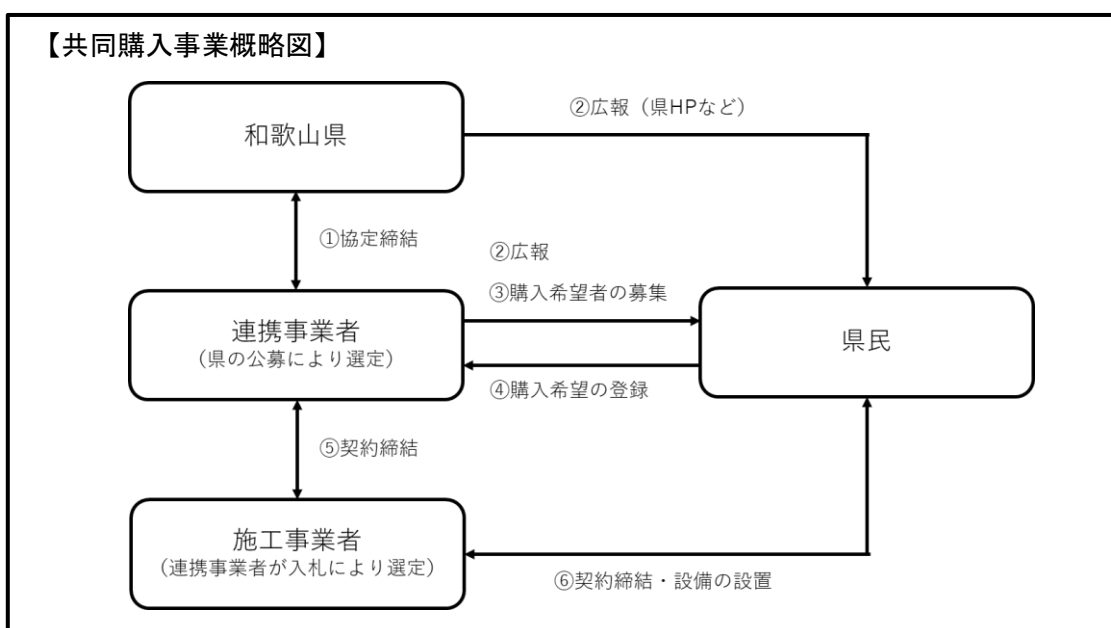


住宅用太陽光発電設備等共同購入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

本要領は、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する県民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、住宅用太陽光発電設備等の普及拡大を図ることを目的に、県と共同で事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を公募するに当たって、必要な事項を定めるものである。



1 事業概要

(1) 事業名称

住宅用太陽光発電設備等共同購入事業

(2) 事業内容

別添「住宅用太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 協定期間

協定締結日から令和8年6月30日（火）まで

※施工事業者による工事完了が協定期間の満了日を経過する場合は、協議により協定期間を工事完了まで延長することができるものとする。

※事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとする。ただし、継続できる期間は令和11年6月30日までとする。

(4) 事業実施に係る経費

本事業に要する経費は、住宅用太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数もしくは設置規模に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

2 参加資格

提案できる者は、次の要件を全て満たす者又は複数の者が共同する共同事業体とする。
なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
- (8) 国税及び都道府県税について滞納がないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は代表する者を定めること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年11月6日（水）
実施要領等に関する質問締切	令和6年11月13日（水）
質問への回答	令和6年11月18日（月）
参加表明書提出締切	令和6年11月20日（水）
企画提案書等提出締切	令和6年11月27日（水）
選定結果の通知	書類審査後、速やかに

4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式3）を提出すること。

（1）受付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月13日（水）

（2）受付時間

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時00分まで）

（3）提出先

11に示すとおり

（4）提出方法

電子メールにより上記受付期間及び受付時間内必着にて提出すること。

なお、受領確認を脱炭素政策課あてに電話にて行うこと。

（5）回答

質問に対する回答は、令和6年11月18日（月）に和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公開する。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

なお、企画提案書の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5 プロポーザルへの参加表明

企画提案書の提出を希望する者は、必ず参加表明書（様式1）を提出すること。

（1）受付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月20日（水）

（2）受付時間

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時00分まで）

（3）提出先

11に示すとおり

（4）提出方法

電子メールにより上記受付期間及び受付時間内必着にて提出すること。

なお、受領確認を脱炭素政策課あてに電話にて行うこと。

（5）その他

参加表明後、辞退する場合は参加辞退届（様式2）を提出すること。提出先及び提出方法は、参加表明書と同様とする。

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類及び提出部数

- ①企画提案書（様式4）【4部】
 - ②直近2事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）【4部】
 - ③収支見込等（本事業に関する収支見込及び手数料率（算定の基礎となる資料を含む）
（任意様式）【4部】
 - ④誓約書（様式5）【1部】
 - ⑤団体の概要に関する調書（様式6）【1部】
 - ⑥役員等に関する調書（様式7）【1部】
 - ⑦定款又は寄付行為の写し【1部】
 - ⑧法人登記事項証明書【1部】
 - ⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）【1部】
 - ⑩和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）【1部】
- ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代える。
- ⑪共同事業体による申請の場合、構成員全員が締結した協定書の写し【1部】

（2）受付期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月27日（水）

（3）受付時間

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間（最終日にあつては17時00分まで）

（4）提出先

11に示すとおり

（5）提出方法

持参又は郵送（FAX不可）により上記受付期間及び受付時間内必着にて提出すること。
なお、郵送の場合は、受領確認を脱炭素政策課あてに電話にて行うこと。

（6）その他

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、（1）の⑥～⑩の提出を省略することができる。

7 企画提案書の作成

以下の項目について、仕様書及び別紙の審査基準を参考に企画提案書（様式4）を作成し提出すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

- （1）事業概要
- （2）事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- (3) 事業の実績及び実績を踏まえた優位性等
- (4) 事業実施スケジュール表の作成
- (5) 広告宣伝
- (6) 施工事業者の選定等
- (7) 住宅用太陽光発電設備等の施工検査
- (8) 問合せ対応
- (9) リスク管理

8 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

提出期限、提出先及び提出方法が適合しない場合は、無効とする。

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(8) その他

- ・参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす
- る。

- ・書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 審査・選定方法等

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

なお、協定締結候補者の審査に当たっては、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら書類による審査・評価を行い、最も評価の高い者を協定締結候補者として選定する。

(2) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙の審査基準に基づき数値（得点）で評価し、協定締結候補者を選定する。

(3) 協定締結候補者の決定

- ①各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った者のうち、評価点の合計が最も高い提案者1者を協定締結候補者とする。
- ②最高点の者が複数いる場合は、次の方法で選定する。
 - ア 別紙の審査基準「②事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。
 - イ アで同点であった場合は、別紙の審査基準「③総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。
 - ウ イで同点であった場合は、選定委員会の審議で選定する。
- ③参加者が1者のみの場合、審査結果において各選定委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を協定締結候補者とする。基準点に満たないときは、再度公募を行う。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書類審査終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県脱炭素政策課ホームページ内にて公表する。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/index.html>)

- ①協定締結候補者の名称及び評価点
- ②次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

10 協定の締結

選定した協定締結候補者と県は、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結する。

なお、協議が整わない場合は、提案次点者と同様の手続きを行う。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定する。

11 書類提出先及び問合せ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県環境生活部環境政策局脱炭素政策課（担当：上野山）

TEL 073-441-2674（直通）

FAX 074-433-3590

E-mail e0320003@pref.wakayama.lg.jp